

リフォームをご検討中の方は一読ください！

所沢市勤労者住宅補修 資金貸付制度のご案内



10年以内の返済なら **0.34%~**

(三世代同居は **0% (3年間)**)

金利負担なし!!

※貸付条件によります

■概要

所沢市にお住まいの勤労者の方を対象に、住宅の補修(リフォーム)資金の貸付を行います。市が利子の一部(0.56%分)を補助しているため、低利率でご利用いただくことができます。

三世代以上の親族が同居(以下、三世代同居)するために行う住宅補修については、さらに低利率で貸付をご利用いただくことができます。また、補修後に三世代同居をする場合には、市外の方でも申し込みができます(条件有り)。

■貸付の対象となる「住宅補修資金」とは？

◎次のいずれの要件にも該当すること

- 利用申込者(または三世代同居を予定している親族)が1年以上住んでいる、所沢市内の住宅の補修資金であること ※
- 支払いが行われていないこと

※居住する建物の維持、保守又は機能の復旧のために行う修繕以外のものは対象外です。

- : 外壁や屋根の塗装 / クロスの張替え / 浴槽・キッチン・洗面台・トイレの交換 など
- × : 土地または住宅の購入 / 住宅ローンの借り換え費用 / 増築に係る費用 など

■申請ができる方

◎申し込みの時点で、次のすべての要件に該当すること

- 市内に引き続き1年以上住所を有している方 ※1
- 申込み時の年齢が20歳から60歳までの方(既婚者は20歳未満でも可) ※2
- 同一の事業所に引き続き1年以上勤務している方 ※3
- 市税を滞納していない方
- 主として世帯の生計を維持している方

※1 三世代同居を予定している方の場合、所沢市内に住む親族の方がこの条件を満たし、かつ申請者の住所が指定金融機関の事業エリア内であれば申込みが可能です。(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)
また、住宅改修後半年以内に住民登録を異動し、当該住宅にて三世代同居を行うことが条件となります。

※2 償還期限は65歳までです。

※3 自営業、事業主、専従者、会社役員等の方は利用できません。

■ 貸付条件

- (1) 貸付限度額 **500万円**
 (2) 貸付期間 (償還期限65歳まで)

- ① 200万円以下 **10年以内**
 ② 200万円超 **15年以内**

- (3) 貸付利率



貸付期間	金利(初年度から)	貸付利率	三世代同居の場合の実質利率(3年間)※
10年以内	全期間 固定 金利	年 0.34%	0%
	全期間変動金利	年 2.865%	年 2.425%
10年超	全期間変動金利	年 2.865%	年 2.425%

※ 三世代同居の場合、償還開始から3年間、固定金利制なら利子の年0.34%分を、変動金利制なら利子の年0.44%分を市から申込者に補助金として年1回交付します(同居する親族全員に市税の滞納がないことが条件となります)。

- (4) 償還方法 下記のいずれかを選択してください。(繰り上げ償還可)

- ① 元利均等月賦償還(月払い)
 ② 元利均等月賦・半年賦償還併用(ボーナス払い併用)

- (5) 保証料

定金融機関が定める保証機関の保証が必要です。保証料については、貸付金額1万円当たりの償還回数により算出され、前払いが必要です。

債務保証料一覧表(貸付金額1万円当たり)

償還回数	保証料	償還回数	保証料	償還回数	保証料
1~6回	21円	61~66回	214円	121~126回	425円
7~12回	39円	67~72回	234円	127~132回	447円
13~18回	58円	73~78回	255円	133~138回	469円
19~24回	77円	79~84回	276円	139~144回	492円
25~30回	96円	85~90回	296円	145~150回	514円
31~36回	115円	91~96回	317円	151~156回	537円
37~42回	135円	97~102回	339円	157~162回	560円
43~48回	154円	103~108回	360円	163~168回	583円
49~54回	174円	109~114回	381円	169~174回	606円
55~60回	194円	115~120回	403円	175~180回	630円

例：100万円の貸付を受け、5年(月払い)で返済する場合

$$5年 \Rightarrow 60回 \quad 194円 \times 100(万円) = \underline{19,400円}$$

300万円の貸付を受け、10年(ボーナス払い併用)で返済する場合

$$10年 \Rightarrow 140回 \quad 492円 \times 300(万円) = \underline{147,600円}$$

- (6) 担 保 不 要

■ 申し込みに必要な書類

書類	一般	三世同居	備考	書類の入手先
所沢市勤労者住宅補修資金利用申込書	○	○		・産業振興課 ・市ホームページ
住民票	○	○	世帯全員が記載されているもの (三世同居の場合には同居予定の親族の分も必要)	・市民課 (三世同居で改修後に転入予定の場合は現在お住まいの市区町村の住民票担当課)
見積書または契約書の写し	○	○	工事箇所と各箇所にかかる工事金額がわかるもの	・施工業者
前年分の給与収入を証明するものの写し	○	○	源泉徴収票の写し等	・お勤め先
在職証明書	○	○	市の指定用紙 勤務先で証明	・産業振興課 ・市ホームページ
戸籍謄本		○	申請者と同居予定の親族全員との関係性がわかるもの	・本籍地の戸籍担当課
誓約書 (申請時に親族と別居している方が申請する場合のみ)		○	補修完了後に申請者が当該住宅に転入する旨の誓約	・産業振興課 ・市ホームページ

※上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

■ 申し込みの流れ (標準的な手続きの流れを示しています。)

1. 上記の必要書類を所沢市役所産業振興課窓口へ直接ご持参ください。
提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご承知おきください。
2. 提出していただいた書類を審査し、利用資格の適否を「**勤労者住宅補修資金貸付資格決定通知書**」により郵送でお知らせします(約1週間)。
3. 利用適格の資格決定通知書が届きましたら、**30日以内**に指定金融機関である**中央労働金庫狭山支店 (所沢ローンセンター)**にて、借入れの申し込みをしてください。指定金融機関による貸付審査が行われ、貸付けの可否が決定されます。
(※必要書類等は、このページの裏面を参照してください。
事前にお電話をしていただくと手続きがスムーズです。)
4. リフォーム工事の完了確認後、指定金融機関から申請者へ資金の貸付けが行われます。

■ 個人情報の第三者提供について

申込者より取得した個人情報は、融資実行の目的で、指定金融機関(中央労働金庫狭山支店)への「利用適格者の住所・氏名・利用資格決定等の情報」の提供を除き、申込者の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

■ 注意事項

- ※ 貸付利率は、経済情勢の変動により変更される場合があります。
- ※ 貸付は、市による資格認定の後、指定金融機関（中央労働金庫狭山支店）による貸付審査を経て決定いたします。審査の結果によっては、貸付できない場合もありますので、ご了承ください。
- ※ 指定金融機関では、補修費用の支払いが済んでいる場合には貸付を行うことができません。また、市や指定金融機関での審査には日数を要するため、着工や支払いについては施工業者にご確認のうえ、余裕をもってお申込みください。
- ※ 市の予算に達し次第、終了となる場合があります。
- ※ **借入者が所沢市に住所を有しなくなった場合や、三世帯同居でなくなった場合には、市が補助を行った利子の一部または全部を返還していただくことがあります。**

■ 個人情報第三者提供について

申込者より取得した個人情報は、融資実行の目的で、指定金融機関（中央労働金庫狭山支店）への「利用適格者の住所・氏名・利用資格決定等の情報」の提供を除き、申込者の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

■ 指定金融機関

中央労働金庫狭山支店（定休日：土曜・日曜）

住所：狭山市入間川 2-5-3 NTT 東日本狭山ビル（狭山市駅西口徒歩 3 分）

電話：04-2952-1011

所沢ローンセンター（定休日：火曜・水曜）

住所：所沢市くすのき台 3-18-2 マルナカビル 3 階（所沢駅東口徒歩 5 分）

電話：04-2997-8560

上記いずれかの取り扱い窓口でお手続きができます。

◇ 中央労働金庫での借入申し込みに必要な書類

- ・ 本人確認書類（運転免許証及び健康保険証）
 - ・ 源泉徴収票（原本）
 - ・ 印鑑（シャチハタではないもの）
 - ・ 工事見積書または請負契約書 等
- ※ 詳しくは上記連絡先に直接お問い合わせください。

■ 問い合わせ

〒359-8501 所沢市並木 1 丁目 1 番地の 1

所沢市役所 産業振興課 労政・企業誘致グループ

電話：04-2998-9157 FAX：04-2998-9162 E-mail：a9157@city.tokorozawa.lg.jp